

## 福岡県弁護士会所属会員に対する殺人未遂事件に関する会長声明

2012年5月22日午前10時ころ、当会に所属する緒方研一弁護士が、同弁護士事務所の入居するビル内階段上において、ナイフを所携していた男に襲われ、頭部等打撲、両手指切創等の傷害を負うという犯罪が発生した。

犯人は、同弁護士が受任していた事件の相手方であり、同事件は既に示談により解決済みであった。犯人がいかなる動機で行ったか不明であるが、法治国家において、暴力をもって紛争の解決を図ることはいかなる理由があっても断じて許されるものではない。

また、本件は弁護士業務に関連した犯行であり、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、市民の権利の護り手である弁護士の業務に対する重大な侵害行為である。

当会は、今後とも、いかなる暴力行為に対しても決してひるむことなく毅然として対処し、国民の正当な権利を擁護するため全力をもって弁護士の使命を全うしていく決意であることをここに表明する。

2012（平成24）年5月28日

福岡県弁護士会

会長 古賀和孝